

金融営業に関する来局誘致・訪問活動の取組開始日

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを踏まえた、当面の金融各商品の取組みについて、改めて示すこととしていた開始時期を郵便局に指示する。

1 来局誘致・訪問活動取組開始日

2020年7月1日（水）

《判断要素》

「自治体からの要請」、「業界ガイドライン」、「他金融機関の状況」、「他支社の状況」等、別紙のとおり

○当面の金融各商品の取組み

地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況、自治体からの要請及び近隣金融機関の動向等を考慮して、実施可能時期を判断し、以下の対応方針に沿って取り組む。

【対応方針】

- (1) かんぽ、投資信託、変額年金保険、引受条件緩和型医療保険、傷害保険については、引き続き、積極的な営業活動は行わず、本社から示される対象顧客に対して、ご契約の内容確認等のアフターフォロー活動に注力。
- (2) ゆうちょ、がん保険、自動車保険については、満期等の既存のお客さまに対する取組みを優先的に実施。満期等のお知らせの中でお客さまからご意向が示された際には丁寧に確認した上で提案を実施。
- (3) 既に実施している生活福祉資金制度による「緊急小口資金の特例貸付」及び「コンサルタントによる窓口への業務応援」も並行して実施。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組み

当面の金融営業の取組み実施にあたっては、緊急事態宣言解除後も社員やお客さまの安全確保を第一に考え、引き続きソーシャルディスタンスの確保や手洗い、咳エチケット等の感染症拡大防止策を講じた上で活動。